

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小小売商業振興法	法令の番号	昭和48年法律第101号
手続名	店舗集団化計画の認定	根拠条項	第4条第2項
審査基準	<p>第4条第2項の規定による店舗集団化計画の認定に係る認定基準は、「中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項から第3項及び第6項に関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条の規定に関する解釈について（平成12.03.16企庁第2号）」第1の2、第2、第4及び第7のとおりとする。</p>		
受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課
交付機関	産業政策課	標準処理期間	60日
		標準経由期間	日
		目次	82
		NO	